

清流の国ぎふ森林・環境税

岐阜県では、豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受できるよう、新たに行う森林・環境施策の財源として、平成24年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」が課税されます。

□清流の国ぎふ森林・環境税のしくみ

※既存の、個人・法人の県民税均等割に一定額を上乗せして徴収する超過課税方式が採用されました。

	個人	法人
納税義務者	(その年の1月1日現在で) 県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ※前年の所得金額が一定の基準を下回るなど、一定の条件を満たす方は非課税です。	県内に事務所、事業所などを有している法人等
税額(率)	年額 1,000 円	資本金等の額により 年額 2,000 円～ 80,000 円 (均等割額の 10%相当額)
課税の方法	県民税(均等割)に上記の額を上乗せします。	
徴収の方法	『個人県民税は、個人町民税と合わせて町が徴収し、県に払い込みます。』	法人県民税の申告納付の際に併せて県に納めていただきます。
課税の期間	平成24年度～平成28年度までの5年間	平成24年4月～平成29年3月までの間に開始する事業年度分

【お問い合わせ先】 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁内

税のしくみについて 総務部 税務課 ☎058-272-1153 E-mail:c11110@pref.gifu.lg.jp
 税の使いみちについて(森林について) 林政部 林政課 ☎058-272-8470 E-mail:c11511@pref.gifu.lg.jp
 税の使いみちについて(環境について) 環境生活部 環境生活政策課 ☎058-272-8202 E-mail:c11260@pref.gifu.lg.jp

建設・産業課からのお知らせ

山地災害、林道災害にご注意を！

梅雨、台風などに伴う大雨・長雨時は、山林の地盤が不安定になっています。災害から身を守るには、その前ぶれを知り、日頃から十分に備えることが大切です。

- ・山から小石がバラバラと落ちてきた場合
- ・河川が急に濁りだしたり、流木が混ざり始めた場合
- ・雨が降っているのに、河川の水位が減り始めた場合
- ・山から聞き慣れない音が聞こえた場合



また、林道の利用については、落石や崩土等が発生する恐れがあります。林道の通行は避け、安全と思われる道路を利用しましょう。

●農地・農業用施設の所有者、管理者(受益者)の皆様へ

今年も梅雨、台風などに伴う集中豪雨、洪水による災害発生を懸念する時期となりました。特に農地・農業用施設(用水路、排水路、ため池、頭首工、ポンプ場等)の災害は、農業経営の不安定、農地の荒廃を招く要因となります。また、被害が人命、家屋等に及ぶ恐れがあることから、次のような災害防止対策に努めてください。

- ①常に気象情報に注意し、農地・農業用施設の巡回、点検を行ってください。
- ②定期的に、農地・農業用施設の整備、補強を行ってください。
- ③常日頃から洪水時に備え、農業用施設の堆積土砂、流木および浮遊物等の除去を行ってください。
- ④洪水調整として、水田が一時的に降雨を貯留出来るよう努めてください。
- ⑤施設の見回り等においても、人命が最優先です。安全を確認してから行ってください。